Ⅶ-9　鹿児島市災害時業務継続及び受援計画

鹿児島市災害時
業務継続及び受援計画

鹿児島市

平成 30 年 3 月

目　　次

第１部　計画の概要
　１　業務継続計画とは
　２　受援計画（受援体制の整備）とは
　３　本市における「災害時業務継続及び受援計画」の策定

第２部　災害時業務継続計画
　第１章　計画の基本方針等
　　第１節　業務継続計画の特に重要な６要素
　　第２節　業務継続計画策定の効果
　　第３節　業務継続の基本方針
　　第４節　業務継続計画の対象組織
　第２章　災害・被害状況の想定
　　第１節　想定地震等の位置図
　　第２節　本市における想定地震ごとの最大震度
　　第３節　本市における最大被災ケース（鹿児島湾直下の地震）の主な被害想定
　　第４節　その他
　第３章　非常時優先業務
　　第１節　非常時優先業務の範囲
　　第２節　業務開始目標時間（タイムフェーズ）の設定
　　第３節　非常時優先業務の選定
　第４章　非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立
　　第１節　非常時優先業務の実施体制
　　第２節　指揮命令系統の確立
　　第３節　職務代行
　　第４節　職員の参集体制の確立
　第５章　必要資源に関する分析と対策の検討
　　第１節　必要資源の確保状況の確認と対策の検討
　　第２節　代替庁舎

第３部　災害時受援計画

第１章　受援体制の確保

第１節　受援体制の整備

第２節　業務継続と受援の関係

第３節　受援体制整備の効果

第４節　応援／受援の全体イメージ（地方公共団体における応援・受援体制）

第５節　人的資源に関する受援

第６節　物的資源に関する受援

第７節　応援・受援として実施されている業務の状況

第２章　受援体制の構築

第１節　受援班（応援受入窓口）の設置

第２節　受援班役割（業務内容）

第３節　各班/課の業務担当窓口（受援）の役割（業務内容）

第４節　基本的な必要資源の調達・管理の流れ

第５節　人的・物的資源の流れ

第６節　物資集積拠点

第７節　受援対象業務（応援職員を受け入れて実施する業務）の選定

第８節　応援協定の締結状況

第９節　他都市等被災地への応援

第４部　今後の取組

第１章　継続的な訓練等の実施及び見直し

第１節　業務継続計画の継続的な改善

第２節　業務継続に関する訓練の実施

第３節　受援に関する研修・訓練の実施

（履歴）

平成 30 年 3 月　策定

平成 30 年 4 月　施行

第１部　計画の概要

１　業務継続計画とは

業務継続計画（**Business Continuity Plan**）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

本市の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアル等があるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、本市が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

２　受援計画（受援体制の整備）とは

受援計画（受援体制の整備）とは、大規模災害発生時においては、行政機能が低下し、市が実施すべき災害応急対策に必要な人的・物的資源が不足し、外部からの支援を受ける必要があることから、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、ＮＰＯやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などを円滑に受け入れることを目的とし、支援の受入手順や役割分担など、受援に必要な体制を整備する計画である。

３　本市における「災害時業務継続及び受援計画」の策定

「業務継続計画」及び「受援計画」において定める内容は、下記フロー図のとおり、防災対策として一連のものであり、一体的に策定した方がより明確かつ効率的で、災害時においても活用しやすいことから、本市においては、「災害時業務継続及び受援計画」として一体化した計画を策定することとする。

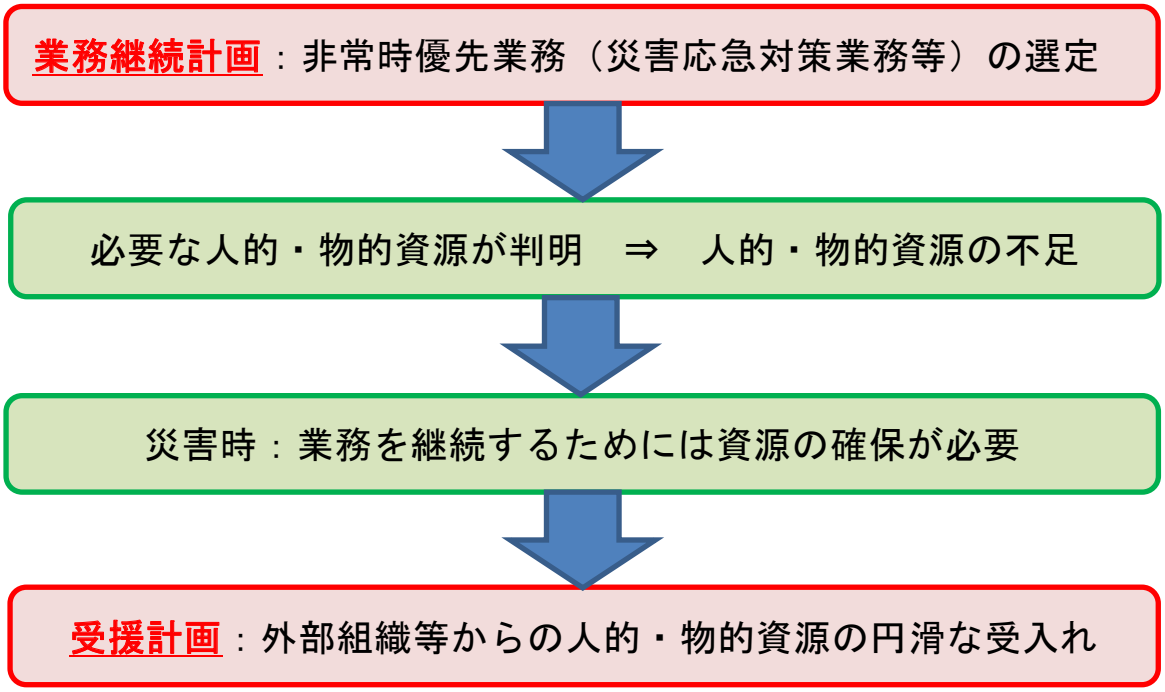

第２部　災害時業務継続計画

第１章　計画の基本方針等

第１節　業務継続計画の特に重要な６要素

特に重要な要素	内容	本計画
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位や、災害時の職員の参集体制を定める。	第４章
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。	第５章
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。	
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。	
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。	
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。	第３章・別表

表１　業務継続計画の特に重要な６要素

第２節　業務継続計画策定の効果

災害発生時には、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し（図１）、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる(図２)。

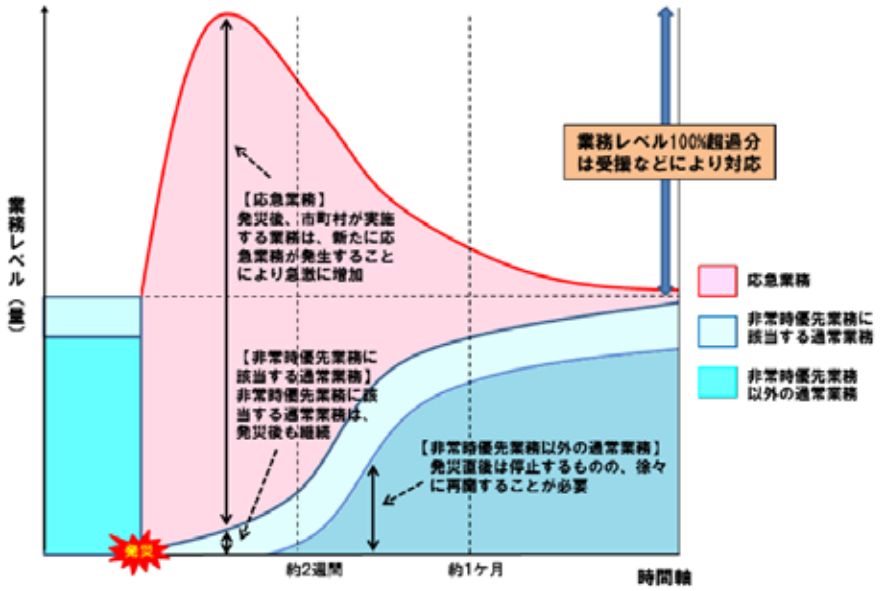

図１　発災後に市町村が実施する業務の推移

※　時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図１に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

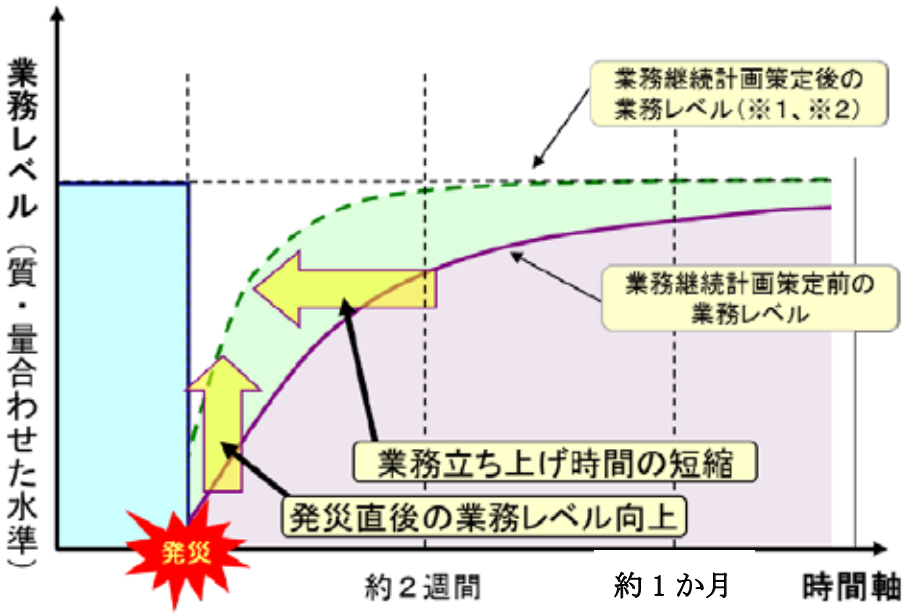

図２　業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

※１　業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※２　訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典（図 1･2）：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28 年 2 月　内閣府）

第３節　業務継続の基本方針

大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

○　災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、災害緊急業務を最優先する。

○　発生から 72 時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。

○　休止、縮小する通常業務は、市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。

○　市の公共施設は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。

○　イベント、会議等は、原則として中止・延期する。

○　災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施するべき基本的な業務を対象とする。

○　優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

第４節　業務継続計画の対象組織

本計画においては、以下の組織を対象範囲とする。

- 市役所本庁の各部局
- 各支所（谷山、伊敷、吉野、吉田、桜島、喜入、松元、郡山）
- 各種委員会事務局（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会）
- 議会事務局
- 公営企業（交通局、水道局、船舶局）

※　市立病院、消防局は巻末に計画を添付

第２章　災害・被害状況の想定

本計画で想定する災害は、「鹿児島県地震等災害被害予測調査」（H24～H25）における想定地震等（以下「想定地震等」という。）とする。

第１節　想定地震等の位置図

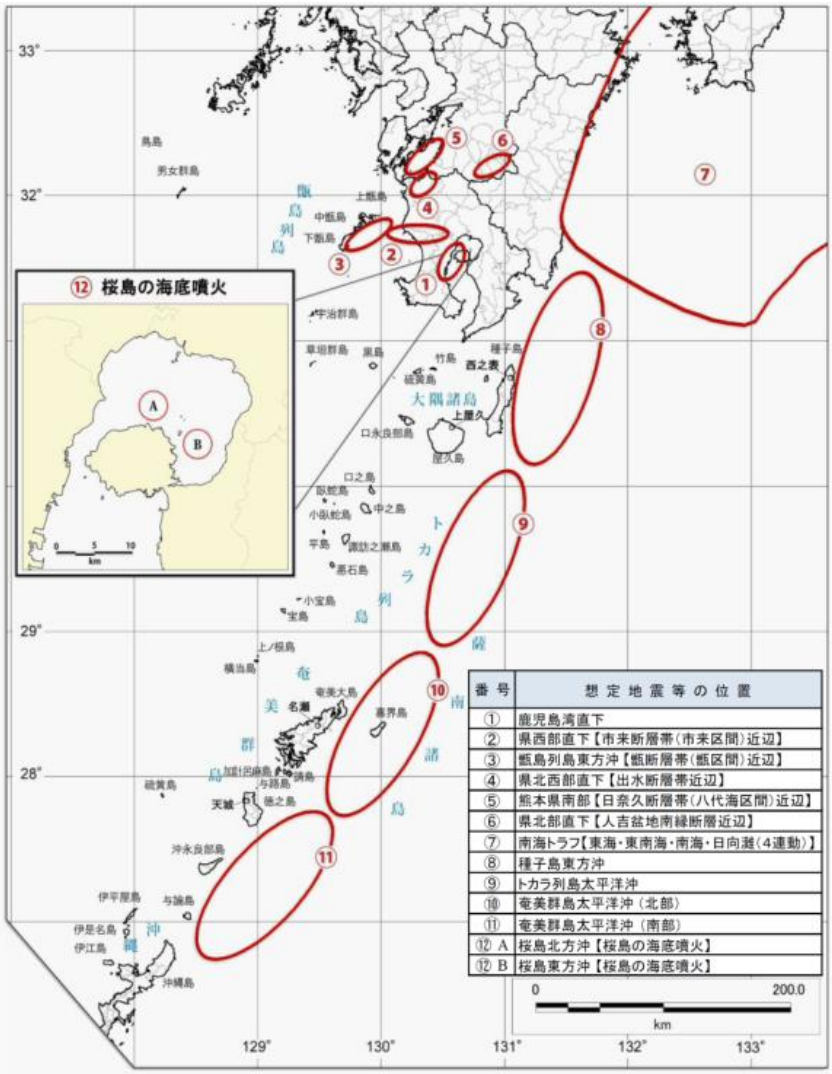

図３　想定地震等の位置図

第２節　本市における想定地震ごとの最大震度

想定地震	最大震度
①　鹿児島湾直下	7
②　県西部直下	6 強
③　甑島列島東方沖	5 弱
④　県北西部直下	5 弱
⑤　熊本県南部	4
⑥　県北部直下	4
⑦　南海トラフ【西側ケース】	6 弱
⑧　種子島東方沖	6 弱
⑨　トカラ列島太平洋沖	5 弱
⑩　奄美群島太平洋沖（北部）	3
⑪　奄美群島太平洋沖（南部）	2
⑫Ａ　桜島北方沖【桜島の海底噴火】	―
⑫Ｂ　桜島東方沖【桜島の海底噴火】	―

表２　本市における想定地震ごとの最大震度

第３節　本市における最大被災ケース（鹿児島湾直下の地震）の主な被害想定

被　害　項　目		被　害　数
【建物被害】全壊・焼失棟数	（棟）	9,400
	うち火災	2,100
【人的被害】死者数	（人）	260
	うち建物倒壊・火災	240
	うち津波	10
【人的被害】負傷者数（重傷者含む）	（人）	3,000
	うち建物倒壊・火災	2,800
	うち津波	30
【上水道被害】断水人口 被災直後	（人）	253,600
【下水道被害】支障人口 被災直後	（人）	20,500
【電力被害】停電軒数 被災直後	（軒）	3,200
【通信被害】固定電話不通回線数 被災直後	（回線）	3,300
【ガス（ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ除く）被害】　供給停止戸数 被災直後	（戸）	22,400
【道路施設被害】	（箇所）	200
【鉄道（新幹線含む）施設被害】		140
【避難者数［うち避難所］】	（人）	
	被災１日後	22,600
	被災１週間後	36,200
	被災１か月後	15,700
【物資（食糧）需要量】	（食）	
	被災１日後	81,200
	被災１週間後	130,400
	被災１か月後	56,400
【災害廃棄物発生量】	（万ﾄﾝ）	150
【被害額】	（億円）	10,200

表３　本市における最大被災ケース（鹿児島湾直下の地震）の主な被害想定

第４節　その他

想定地震等以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

第３章　非常時優先業務

第１節　非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務であり、具体的には、本市地域防災計画等に基づき実施する災害関連の災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる（図 4）。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源（以下「必要資源」という。）を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続することとする。

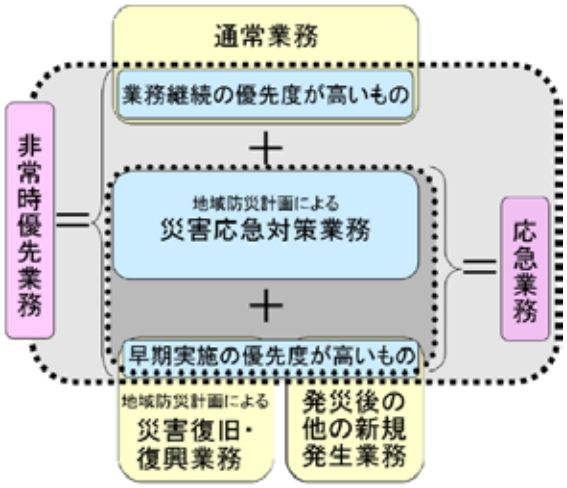

図 4　非常時優先業務のイメージ

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28 年 2 月　内閣府）

第２節　業務開始目標時間（タイムフェーズ）の設定

非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間であり、本市では、下記のとおり設定する。

業務開始目標時間（タイムフェーズ）		考え方
非常時優先業務	フェーズ 1 （発災直後　～　3 時間）	初動体制の確立や被害状況の把握、生命に係る業務
	フェーズ 2 （　～24 時間）	発災当日中にしなければいけない業務 避難者の生活支援の体制等
	フェーズ 3 （　～72 時間）	救出・救助を優先する「生命の 72 時間」の間でも実施すべき業務
	フェーズ 4 （　～　1 週間）	業務資源が確保できない期間でも実施すべき業務
	フェーズ 5 （　～　2 週間）	業務資源が確保できない期間でも実施すべき業務 徐々に災害復興業務・通常業務の再開へシフトする

表 4　非常時優先業務の業務開始目標時間（タイムフェーズ）

（参考）

フェーズ１ （～ ３時間）	フェーズ２ （～24 時間）	フェーズ３ （～72 時間）	フェーズ４ （～ １週間）	フェーズ５ （～ ２週間）
40%	40%	70%	90%	90%

表５　本市における職員参集率（阪神・淡路大震災を参考に想定）

第３節　非常時優先業務の選定

各部局において、フェーズ 1～フェーズ 5（発災直後～2 週間）における非常時優先業務（別表「鹿児島市非常時優先業務及び受援対象業務一覧表」参照）を選定する。

なお、実際の災害発生時には、事態の状況等によっては、設定した業務開始目標時間にかかわらず必要な業務を実施するものとする。

第４章　非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立

第１節　非常時優先業務の実施体制

本市地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置基準を満たした場合、「鹿児島市災害対策本部組織」の体制（図 5）に速やかに移行する。

第２節　指揮命令系統の確立

応急業務については鹿児島市災害対策本部条例、鹿児島市災害対策本部規程に定めるところにより、通常業務については、鹿児島市事務分掌条例、鹿児島市決裁規程等に定めるところにより、それぞれの指揮命令系統のもと実施する。

第３節　職務代行

市長に事故や不測の事態があった場合は、下記に定める順位により、非常時優先業務の市長の職務を代理する。

職務代行の対象者	職務代行の順位			
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
市　　長	危機管理局担当副 市 長	左記以外の副 市 長	総務局長	危機管理局長

表６　市長不在時の職務代行の順位

図５　鹿児島市災害対策本部組織

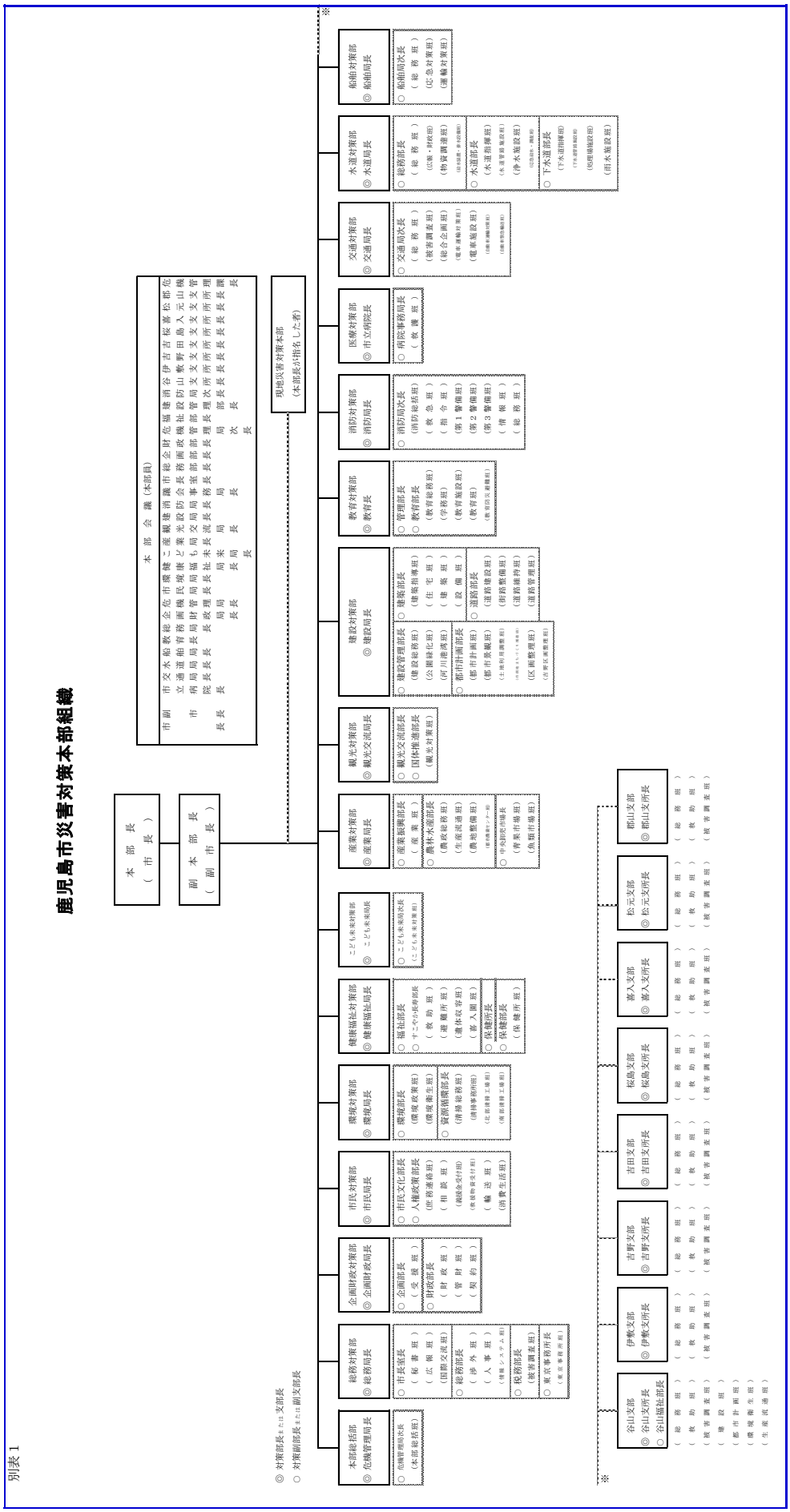

第４節　職員の参集体制の確立

地震時の職員の参集体制を以下のとおり定める。

区　　分		基本的な体制	参集部局・職員
地　震 ※　鹿児島市域における震度	震度４以上	情報連絡体制	危機管理課 消防局警防課
	応急対策等を講ずる場合	５部長会議体制	本部長 　危機管理局次長 副本部長 　消防局次長 本部員 　総務部長 　福祉部長 　建設管理部長 　警防課長 　危機管理課長 その他職員
	震度５弱以上	災害警戒本部体制	本部長 　危機管理局長 副本部長 　危機管理局次長 　消防局次長 本部員 　総務部長 　福祉部長 　建設管理部長 　警防課長 　危機管理課長 その他職員
	震度６弱以上	災害対策本部体制	本部長 　市　　長 副本部長 　副　市　長 本部員 　関係局部長 その他職員 ※　図５参照

表７　地震時における職員の参集体制

第５章　必要資源に関する分析と対策の検討

第１節　必要資源の確保状況の確認と対策の検討

非常時優先業務の実施に必要な資源の確保に努めるため、職員や庁舎、ライフライン等について、現状把握及び課題の抽出を行う。

必要資源	確保状況（対策状況等）及び課題	対策項目	目標（対策後のレベル）
職員	・職員の参集割合（想定） 発災直後～24 時間：40% 24 時間～ 72 時間：70% 72 時間～　2 週間：90%	・登庁訓練の実施 ・災害対策要員及び避難所班員の確保（交代制）の検討	・最低限必要とされる災害対策要員及び避難所班員の確保
庁舎（本庁・各支所等）	・庁舎はすべて耐震性あり（建替え中を含む）。 ・代替庁舎は代替優先順位を定めている。※表 12 参照	・代替庁舎の執務環境等の確認、対策実施の検討	・代替庁舎としての執務環境等の確保
電力 ※表 9 参照	・災害対策本部室は、非常用電源により、72 時間は利用可能（機器等の使用を含む）。	・非常用発電機の増強及び燃料備蓄の検討 ・発電及び燃料供給に関する事業者との協定締結の検討	・災害対応の拠点となる執務室等について、燃料備蓄使用を含め、72 時間利用可能を目標とする。
	・災害対策本部室は、どのコンセントが非常用電源に接続されているか表記済み	・災害対策本部室以外について、非常用電源接続コンセントを確認し明示する。	・非常用電源接続コンセントが容易に識別可能
通信 ※表 10･11 参照	・災害時優先電話は、携帯 6 回線 ・衛星携帯電話は、本庁及び 8 支所に計 10 台配備 ・固定電話は繋がりにくくなることが想定される。	・通信事業者と調整し、災害時優先電話の増加を検討 ・繋がりやすい通信手段の検討・確保	・災害時優先電話の増強 ・複数の通信手段の確保
重要な行政データのバックアップ	・鹿児島市ＩＣＴ業務継続計画（平成 27 年 4 月施行）等を策定し、情報システムやデータのバックアップを外部に保管する対策を講じている。		
水･食料等	・職員用の食料及び飲料水の備蓄なし ・住民用の備蓄（想定被災者 1 日分）は本庁及び 8 支所にあり	・職員用の食料及び飲料水の備蓄 ・協定締結事業者との連携を検討	・災害対応職員 1 日分以上の食料及び飲料水を備蓄（応援物資等も活用する）。
トイレ	・職員用の簡易トイレの備蓄なし ・住民用の備蓄（想定被災者 1 日分）は本庁及び 8 支所にあり	・職員用簡易トイレの備蓄 ・協定締結事業者との連携を検討	・職員用トイレ 1 日（3 回）分以上の確保

表 8　必要資源の対策実施計画

庁　舎	非常用発電機								燃料	
	台数	設置階数	設置場所	発電能力(kVA)	稼働時間(h)	起動方法	始動方式	通電範囲	油種	貯蔵量及びタンク容量(L)
市役所 別館	1	屋上	屋外	50kVA	72	自動	電気	災害対策本部室 危機管理課 電話交換機室 電算機室の一部	軽油	950
市役所 東別館	2	地下1階	発電機室	①500kVA ②500kVA	10.6	自動	空気	本館 別館 東別館	A重油	2,440
市役所 西別館	1	地上2階	発電機室	400kVA	11.1	自動	電気	西別館	軽油	980
みなと大通り別館	1	地上2階	発電機室	220kVA	9.3	自動	電気	みなと大通り別館	軽油	500
谷山支所	1	屋上	屋外	115kVA	4	自動	電気	本館	軽油	100
伊敷支所	1	地上4階	機械室	60kVA	15	自動	電気	庁舎	軽油	190
吉野支所	1	地上1階	屋外	35kVA	19.5	自動	電気	庁舎	軽油	190
吉田支所	1	地上1階	屋外	15kVA	20	自動	電気	非常用系統	軽油	190
桜島支所(桜島地区)	1	地上3階	屋内ｷｭｰﾋﾞｸﾙ	40kVA	15.2	自動	電気	庁舎	軽油	198
桜島支所(東桜島地区)	1	地上1階	屋外	28kVA	6.3	自動	電気	庁舎の一部 分遣隊の一部	軽油	130
喜入支所	1	屋上	塔屋	150kVA	12.5	自動	電気	非常用系統	軽油	490
松元支所	1	地上1階	非常用発電室	20kVA	5	自動	電気	非常用系統	軽油	45
郡山支所	1	地上2階	発電機室	45kVA	72	自動	電気	庁舎	軽油	300
消防局(山下分庁舎)	2	地上6階	機械室	①394kVA ②141kVA	72	自動	電気	庁舎全般 (専用ｺﾝｾﾝﾄのみ)	A重油	8,000
市立病院	2	地上2階	ｴﾈﾙｷﾞｰｾﾝﾀｰ棟	①1,000kVA ②1,000kVA	72	自動	電気	病院本棟 ｴﾈﾙｷﾞｰｾﾝﾀｰ 院内保育所	A重油	90,000
水道局	1	地下1階	発電機室	300kVA	13	自動	電気	本庁舎	重油	3,160
船舶局	2	①地上4階 ②地上2階	発電機室	①125kVA ②450kVA	12	自動	電気	庁舎 第2ポンプ室	軽油	① 500 ②1,200

表 9　非常用発電機及び燃料確保状況

【参考】

電気自動車非常用電源の活用（平成 30 年度導入予定）

○　電気自動車の駆動用バッテリーから電力供給する機器を本庁・8 支所に配備

・　電気自動車（i-MiEV、MINICAB-MiEV）の急速充電コネクターに接続し、最大 1,500W で約 5～6 時間給電可能

〔使用可能な機器例〕　液晶テレビ(150W)、ノートパソコン(50～100W)、携帯電話充電(5W)、投光器(50W)

回線	機器	設置場所	説明
電話回線	内線・外線電話	全ての施設	
	携帯電話	本庁舎 各支所	一部は災害時優先電話
	ＦＡＸ	全ての施設	一部は災害時優先電話
衛星回線	衛星携帯電話	本庁舎　17 台 消防局　8 台 市立病院　2 台	
防災行政無線	ＩＰ無線	本庁舎　26 台 出先機関　63 台	従来整備されていた移動系防災無線に代わり、ＩＰ無線を整備（平成 28 年度）
消防救急無線	移動局	消防局各庁舎　25 台 消防車両　106 台 携帯無線　138 台	災害時の通信用 （消防団用を含む）

表 10　非常時の通信機器一覧（市役所各庁舎内）

回線	機器	設置場所	説明
電話回線	外線電話	本庁舎（危機管理課）	県との通信用
	ＦＡＸ	本庁舎（危機管理課）	県との通信用
衛星回線	衛星携帯電話	本庁舎（危機管理課）	県との通信用
県防災無線		本庁舎（危機管理課）	県との通信用

表 11　非常時の通信機器一覧（市役所各庁舎内）

第２節　代替庁舎

大規模災害発生時において、本庁舎に災害対策本部を設置することができない場合は、以下に定める順位により、その庁舎内に災害対策本部を設置する。

庁　　舎	構　造 ※	完 成 年	階　　数 （地 上 ／ 地 下）	延床面積 （㎡）	耐 震 性 能 （Is　値）	代替 順位
本館	RC	1937(S12)	地上 3階/地下 1階 （塔屋 3階）	9,306.01	耐震診断済み 耐震改修不要	
別館	RC	1967(S42)	地上 4階/地下 1階 （塔屋 1階）	10,242.09	耐震診断済み 耐震改修済み	
東別館	SRC	1986(S61)	地上12階/地下 1階 （塔屋 1階）	11,102.83	新耐震基準	災対 本部
西別館	SRC	2015(H27)	地上 4階/地下 1階 （塔屋 1階）	10,687.47	新耐震基準	
みなと大通り別館	SRC	1970(S45)	地上 6階/地下 2階 ※一部地上7階 （塔屋 3階）	11,358.09	耐震診断済み 耐震改修済み	
谷山支所	RC	1978(S53)	地上 5階	4,609.50	耐震改修済み	代替 2
伊敷支所	RC	1992(H 4)	地上 4階	2,689.67	新耐震基準	代替 3
吉野支所	S	1997(H 9)	地上 2階	1,496.88	新耐震基準	代替 4
吉田支所	RC 一部S	1972(S47)	地上 2階	1,454.59	耐震改修済み	
桜島支所（桜島地区）	RC	1978(S53)	地上 2階	2,210.95	耐震診断済み 耐震改修不要	
桜島支所（東桜島地区）	RC	1981(S56)	地上 2階	1,602.74	新耐震基準	
喜入支所	RC	2011(H23)	地上 3階	2,869.07	新耐震基準	
松元支所	RC	1986(S61)	地上 4階	3,406.34	新耐震基準	
郡山支所	RC	1986(S61)	地上 4階	2,943.51	新耐震基準	
消防局（山下分庁舎）	SRC	2000(H12)	地上 6階/地下 1階	8,546.60	新耐震基準	代替 1
市立病院	S 一部SRC	2015(H27)	地上 8階 （塔屋 1階）	49,186.47	新耐震基準 免震構造	
交通局	S	2015(H27)	地上 3階	1,827.51	新耐震基準	
水道局	SRC	1976(S51)	地上 5階/地下 1階	5,605.00	新耐震基準	
船舶局	RC	2018(H30)	地上4階	2,924.79	新耐震基準	

※　RC（鉄筋コンクリート）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）

表 12　大規模災害時における代替庁舎及び各庁舎の耐震性等

第３部　災害時受援計画

第１章　受援体制の確保

第１節　受援体制の整備

災害が発生し本市が被災した場合、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となり、さらに、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、本市単独での対応は一層困難になり、「応援の受入れ」が必要となることから、「災害時の受援（応援の受入れ）体制」をあらかじめ整備しておくこととする。

受援

「人的・物的資源などの支援・提供を受け、活用する」こと

災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、ＮＰＯやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。

第２節　業務継続と受援の関係

大規模災害時における業務継続体制の確保について、応援職員等を含む「受援」を想定した体制を組むことにより、長期的な災害対応においても、適切な職員配置やローテーションを組むことができ、職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上が期待できる。

第３節　受援体制整備の効果

あらかじめ受援対象業務を整理しておくことで、速やかに、人員が不足している業務に応援職員の組み入れを可能とし、専門知識のある他自治体等からの応援職員を受け入れることにより、膨大で困難な災害応急対策業務等を実施することが可能となる。

第４節　応援／受援の全体イメージ（地方公共団体における応援・受援体制）

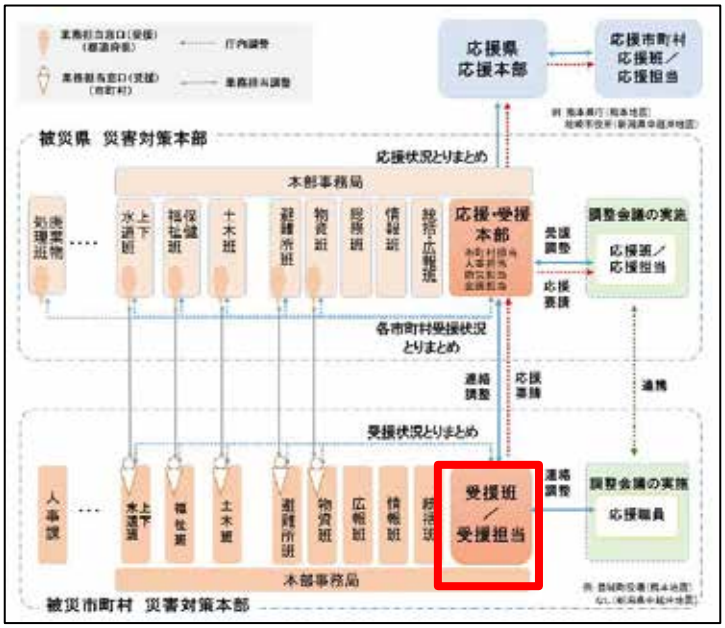

被災市町村：災害対策本部に「受援班／受援担当」を設置

・庁内における
　受援状況とりまとめ
　及び調整会議の実施

・県への応援要請
　及び県との連絡調整

円滑な応援の受入れを実現

図６　応援／受援の全体イメージ

出典(図)：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（H29 年 3 月　内閣府）

第５節　人的資源に関する受援

災害発生直後から国、被災地外の地方公共団体、民間企業、ボランティアなどの各種団体が被災地に入り、人的応援が実施される。その規模は被害規模に比例して大きくなり、また形態は、災害対策基本法に基づく応援の要求や災害時相互応援協定等に基づく応援要請のほか、要求や要請に基づかない自主的な応援など様々な枠組みで行われる（図７・Ｐ18）。

基本的な枠組み	応援の種類・その主体
市町村による枠組み	市町村間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援 【市町村間相互応援協定】 ・　九州市長会　　・　中核市 ・　鹿児島県及び県内市町村間　　・　龍馬の絆 ・　渋谷区　　・大垣市　　・　磐田市 【民間企業等（主な協定内容）】 ・　大規模災害時における応急対策業務に関する協定 （建設業協会・電気工事業協同組合・管工事協同組合等） ・　大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定 （行政書士会・土地家屋調査士会等） ・　災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定 （運送業者・トラック協会） ・　災害時の福祉避難所の運営に関する協定 （社会福祉協議会・社会事業協会） ・　災害時における福祉避難所等の人的支援に関する協力協定 （看護協会・栄養士会・社会福祉会・介護福祉会等）
都道府県による枠組み	県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援
	都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援（全国知事会の調整）
	全国市長会・全国町村会の調整による応援
	指定都市市長会の調整による応援
指定行政機関・指定公共機関等による枠組み	国等による定型化された応援 ・（消防庁）緊急消防援助隊　・（警察庁）警察災害派遣隊 ・（自衛隊）災害派遣部隊 ・（国交省）緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） ・（厚労省）救護班・災害派遣医療チーム（DMAT） ・（厚労省）災害派遣精神医療チーム（DPAT） ・（環境省）災害廃棄物処理支援ネットワーク D.Waste-Net など
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援

表 13　人的応援の基本的な枠組み

第６節　物的資源に関する受援

災害発生直後から国、被災地外の地方公共団体、民間企業、個人など多様な主体が、物的応援を行う。その規模は、被害規模に比例して大きくなる（図８・Ｐ18）。

過去の災害において、善意で送られる物資が、被災地において新たな課題を引き起こすことが知られるようになり、物資支援の枠組みは整理されるようになってきている。

物資の受入れ　ポイント

- ○　不必要な物資の受け入れを抑制すること。
- ○　効率的な物流機能を整備すること。
- ○　適正な在庫管理を行うこと。
- ○　相互連携の強化を行うこと。

基本的な枠組み	応援等の種類
市町村自身による物資の確保	市町村の備蓄物資の提供・配送 【鹿児島市備蓄物資（1 日分）】 ・　食糧等　　37,600 人分 ※県想定避難者 （アルファ米・保存用パン・粉ミルク・飲料水等） ・　資機材等　22,600 人分 ※県想定避難所避難者 （ラジオ付きライト・発電機・簡易トイレ等） 【鹿児島市備蓄場所（88 か所】 ・　集中備蓄　　10 か所 （市役所本庁・8 支所） ・　地域内備蓄　78 か所 （地区防災拠点避難所（小学校等）等 78 か所）
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注） ・　災害時における食糧物資等の供給協力に関する協定 ・　災害時におけるテント等資機材の供給等の協力に関する協定 ・　災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協力協定
都道府県による提供・支援	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
国等による提供	国からのプッシュ型の物資支援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援

表 14　物的応援の基本的な枠組み

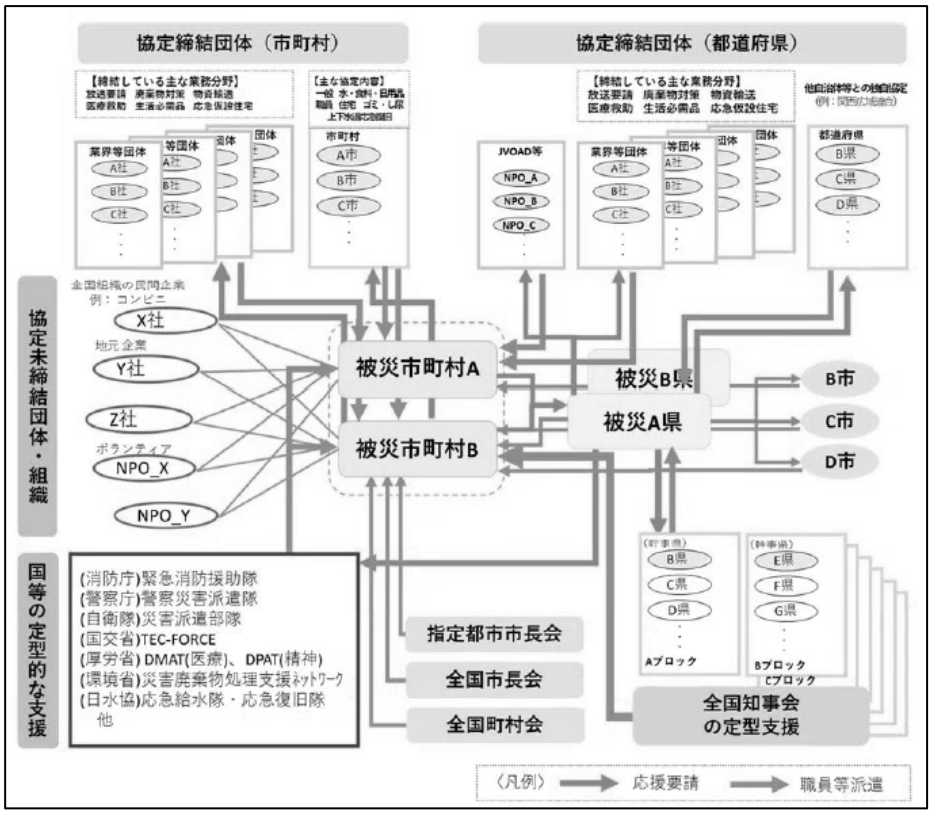

図７　応援要請と応援・受援の関係　（基本形）［人的応援］

出典(図)：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（H29 年 3 月　内閣府）

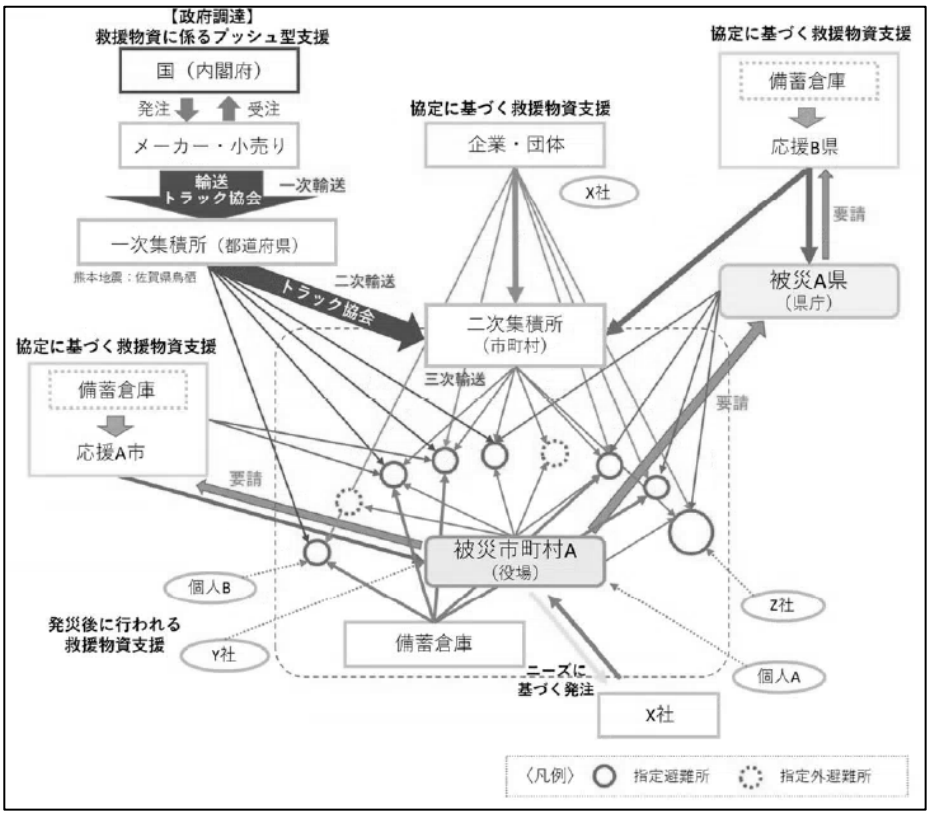

図８　応援要請と応援・受援の関係［物的支援］

出典(図)：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（H29 年 3 月　内閣府）

第７節　応援・受援として実施されている業務の状況

災害が発生すると、被災市町村では、発生直後の「初動期」から、「応急期」、「復旧・復興期」にいたる時間経過の中で、被災者に対する支援を軸とする様々な災害対応業務を実施する。これらの業務の多くで、国等からの定型的な支援を始め、応援側の県や市町村、民間企業や団体、ボランティア等による人的・物的資源による応援が行われている。

基本的な枠組み	職種・業務別	応援の種類
都道府県からの短期派遣	一般事務	避難所運営支援
		物資集積拠点支援
		住家被害認定調査支援
		窓口業務（申請相談・申請受け付け等）支援
	土木建築系職種	土木・農業土木・林業土木・建築・電気・機械職などに係る業務
	医療・福祉系職種	医師・看護師・保健師・薬剤師・福祉職などに係る業務
	農林水産系職種	農業・水産・獣医・林業に関連する業務
	環境系職種	化学・環境に関連する業務
	教育系職種	教諭・児童カウンセラーなどに係る業務
	その他	マネジメント支援（幹部職員の派遣）
各都道府県調整による民間団体等の短期派遣	医療系	民間病院等によるＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ
	福祉系	社協、障害者協会、介護事業者等による要介護者、障害者支援及びこころのケア等
	公衆衛生系	病院等による公衆衛生対策等
	水道工事業者等	水道工事業者等による水道応急復旧等
	応急危険度判定	建築士会等による応急危険度判定等
	住家被害認定	建築士会等による住家被害認定

表 15　職員派遣と業務の関係

第２章　受援体制の構築

第１節　受援班（応援受入窓口）の設置

本市では、図５（Ｐ9）のとおり、受援班を災害対策本部内に位置づける。

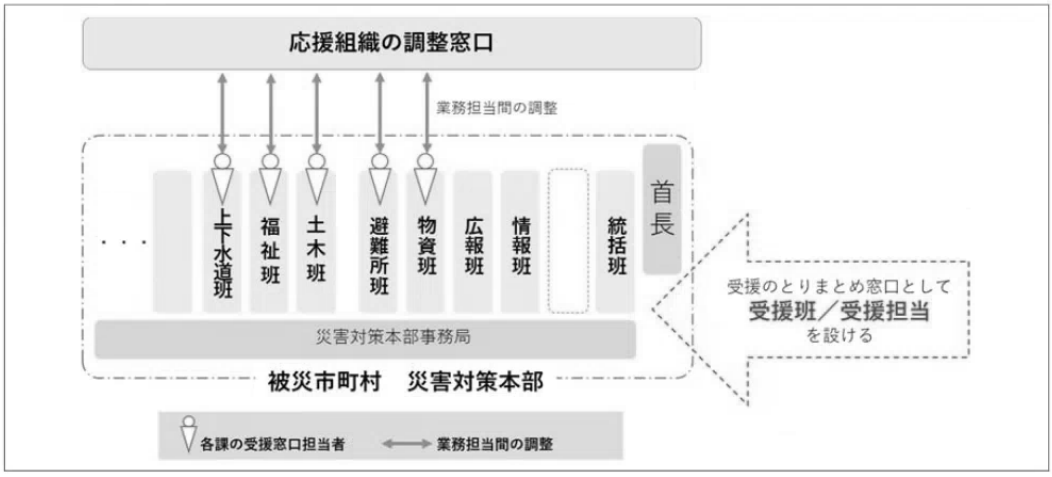

図 9 被災市町村の受援体制イメージ

出典(図)：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（H29 年 3 月 内閣府）

第２節　受援班の役割（業務内容）

受援班の主な業務内容は下記のとおりとする。

受援に関する状況把握・とりまとめ	庁内における人的・物的資源ニーズをとりまとめる。 （何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か）
	庁内における人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる。 （何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか）
資源の調達・管理	人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
	被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
	今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請する。
	応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。
庁内調整	とりまとめた結果を、庁内の各班/課の業務担当窓口（受援）に共有する。
	調整の必要を検討する。
調整会議の開催	全体調整の必要に応じて、調整会議を開催・運営する。 （業務担当窓口（受援）の参加）
	必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。
応援職員への支援	各班/課の業務担当窓口（受援）が、適切な執務環境を提供しているか、配慮する。（場・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する）

表 16　受援班の役割（業務内容）

第３節　各班/課の業務担当窓口（受援）の役割（業務内容）

各班/課における受援に関する業務内容は下記のとおりとする。

受援に関する状況把握	業務における人的・物的資源ニーズをとりまとめる。 （何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か）
	業務における人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる。 （何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか）
資源の調達・管理	人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
	業務担当班・課の中で、庁内職員（被災市町村職員）と応援職員の業務分担を明らかにする。
	業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
	今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。
受援班への報告	とりまとめた結果を、受援班に報告する。
調整会議への参加	受援班が実施する調整会議に参加する。
応援職員への支援	業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。
	受援班と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供するよう努める。 （場・環境の確保については、役所の被災等によって、困難な場合もあるが、可能な限り検討する）

表 17　各班/課の業務担当窓口（受援）の役割（業務内容）

第４節　基本的な必要資源の調達・管理の流れ

受援班が主体となり、災害対応業務を担当する各班/課の受援担当者と協働で実施する。

ＳＴＥＰ１　調達可能性のある調達先を確認する

- それぞれの資源の調達先を確認する。
- 本市で直接調達するのか、県や関係機関を通じて調達するのか、確認する。

↓

ＳＴＥＰ２　調達先別の調達手順（要請手順）を確認する

- 調達先ごとに、「発注」「要請」「依頼」等、必要な手続きを確認する。
- 費用の支払いについて手続きを確認する。
- 業務終了後の返却等の手続きを確認する。

↓

ＳＴＥＰ３　調達先に在庫や動員可能性を確認する

- 調達先に在庫（物的資源）、動員（人的資源）可能性があるのか確認する。
- 本市以外の都市も被災している場合は、被災県による調整も必要になる。

↓

ＳＴＥＰ４　調達スケジュールの管理を行う

- 物的資源や人的資源が現地に到着するまでの時間を見積もる。
- 人的資源の場合、少なくとも実働３日以上を確保するよう努める。
  （現地での活動日数が 1～2 日では、業務引継ぎの手間がかかり、非効率的）
- 次の担当への引き継ぎには、少なくとも 0.5 日使うことを原則とする。
  （0.5 日間は、前任の応援職員（引継ぎ）、後任の応援職員（実働）が、現場で引継ぎをしながら、前任が後任の実働サポートを行うこととする。）

↓

ＳＴＥＰ５　人的・物的資源運用計画表を作成し管理する

- ＳＴＥＰ1～4 を踏まえ、資源の全体像を把握し、調達・管理のための人的・物的資源運用計画表を作成する。

第５節　人的・物的資源の流れ

人的・物的資源のフローについて、ＳＴＥＰ1～ＳＴＥＰ8 までの全体像を応援側・受援側で共有し、それぞれの役割を理解しておく必要がある。

ＳＴＥＰ１　ニーズ把握

- 災害の状況に応じて、優先的に取り組むべき対応課題を意識し、その課題解決に必要な人的・物的資源を特定する。
- 「必要資源がどの程度必要とされているか」、「資源が必要な場所と時期」、「誰が受け取り、使用するか」を把握する。
- 人的・物的資源を保有する組織との調整は、できるだけ早く開始する。

ＳＴＥＰ２　調達（物的資源）・要請（人的資源）の確保

- ＳＴＥＰ1 で特定した必要資源（物的・人的資源）を確保する。
- 何を優先的に確保するのかを決定する。
- 災害の規模が拡大した場合、状況に応じて、人的・物的資源を増強する。

ＳＴＥＰ３　輸送（物的資源）・動員（人的資源）

- 輸送（物的資源）・動員（人的資源）に関する必要な情報を受援先・応援元で共有するよう努める。
  - ○　出発日時、出発地
  - ○　被災地への交通手段
  - ○　到着予定日と時刻
  - ○　緊急連絡先（住所、連絡先、電話番号）
  - ○　人的・物的資源が到着した際の到達報告

ＳＴＥＰ４　追跡（物的資源）・把握（人的資源）

- 投入された人的・物的資源の追跡・把握（どのような状況にあるのか）を可能な限り実施する。

  ※　資源の安全性や活動の効率が制限されていないかを確認するため
  - ○　資源の投入場所を明確に把握する
  - ○　物的資源については、受け取る準備が必要な場合は対応する
  - ○　人員、機器、消耗品の安全とセキュリティの確保に努める

ＳＴＥＰ５　追加（物的資源）・交代（人的資源）

・「耐久性のある資源」「消費可能な資源」の２つのカテゴリーに分けて考える。

【耐久性のある資源】

○　人的資源は、一定期間で組織に戻し、適切な休息や回復時間と施設を提供し、労働衛生及び精神衛生上の問題にも配慮する。

○　消防車等の耐久性のある機材については、メンテナンスを実施し、壊れたり紛失したりした物的資源は、修理・交換をする。

○　固定設備資源は完全な機能能力に復元する。

【消費可能な資源】

○　水、食料、燃料、及びその他の使い捨て用品などは、定期的に追加する。

ＳＴＥＰ６　撤収

・　人的・物的資源を元の場所と状態に秩序正しく安全かつ効率的に戻す。
（資源動員プロセス開始時に、撤収プロセスを意識し、準備しておく。）

・　コストと時間の両方に関して、可能な限り効率的な資源の撤収に努める。

ＳＴＥＰ７　実費・弁償（物的資源）、精算・報告（人的資源）

・　災害救助法や災害時相互応援協定等に基づき、実費・弁償の手続きを実施する。

ＳＴＥＰ８　追跡・把握

・　次の災害に備えて、物的資源については備蓄管理を、人的資源については災害対応に求められる技術や経験を整理しリスト化しておく。

・　災害対応において要求される人的・物的資源を機能別に分類し、それらが平時に存在する場所などをリスト化しておく（リストは定期的に更新する）。

第６節　物資集積拠点

(1) 物資集積拠点の確保・開設

物資集積拠点は、下記のとおりとし、発災直後は第一次拠点を開設することとし、十分な集積場所を確保できない場合は、順次、第二～四次拠点を開設することとする。

施設の名称	所在地	連絡先	優先順位
鹿児島ふれあいスポーツランド	中山町 591-1	275-7107	第一次拠点
鹿児島流通業務団地 ・久留米運送株式会社鹿児島支店 ・南九州福山通運株式会社鹿児島支店 ・太陽運輸倉庫株式会社	 西別府町 3200-5 西別府町 3200-3 西別府町 2941-14	 281-7101 283-3181 281-6000	第二次拠点 ～ 第四次拠点
鹿児島市中央卸売市場青果市場	東開町 11-1	267-1311	予備拠点

表 18　大規模災害時における物資集積拠点

(2) 物資集積拠点の役割

災害時における外部からの支援物資等を集約し、物資が不足している避難所等への配送を行うための拠点。

(3) 想定される主な取扱物資

食糧、飲料水、簡易トイレ、毛布など、避難所生活に必要な物資等

(4) 実施業務（拠点運営）

救援物資受付班（市民課）主体で、協力事業者である運輸会社が中心となり、下記業務を実施する。

・　拠点運営（受入れ、仕分け、保管管理、出庫）　　・　避難所等への物資輸送

(5) 資機材の供給

物資集積拠点において必要な資機材については、「災害時におけるテント等資機材の供給等の協力に関する協定」締結事業者の協力により、供給を受けるものとする。

例）大型テント・発電機・投光器・敷物（シートやベニヤ板等）

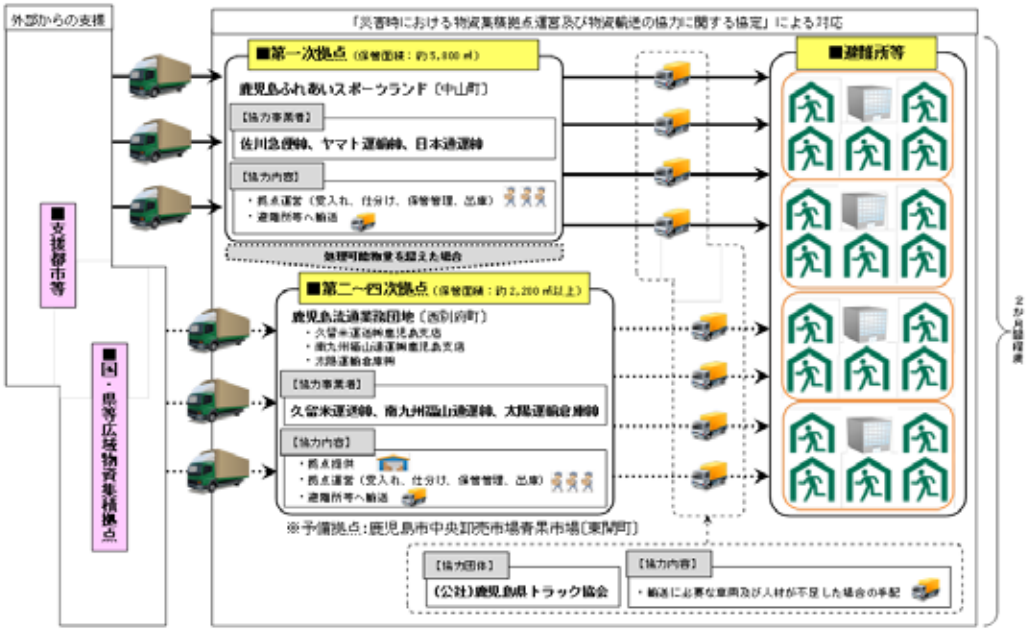

図 10　災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定による対応

第７節　受援対象業務（応援職員を受け入れて実施する業務）の選定

各部局において、非常時優先業務のうち、受援対象業務（別表「鹿児島市非常時優先業務及び受援対象業務一覧表」参照）を選定する。

なお、選定した受援対象業務については下記のとおり分類する。

【受援対象業務の分類】

○　民間団体や個人などボランティア等の応援を必要とする業務

○　他都市等の一般事務職員の応援を必要とする業務

○　専門知識を持っている他都市等の専門職員の応援を必要とする業務

第８節　応援協定の締結状況

本市では、下記のとおり、他都市等との災害時の相互応援協定や民間団体等との災害復旧協定、物資協定等の応援協定を締結している。

	協定名	相手方
1	中核市災害相互応援協定	全ての中核市
2	九州市長会における災害時相互支援プラン	九州市長会構成市
3	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	鹿児島県知事, 鹿児島県市長会会長, 鹿児島県町村会会長
4	龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定	霧島市, 長崎市, 下関市, 高知市, 福山市, 京都市, 品川区
5	鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定	東京都渋谷区
6	鹿児島市及び大垣市災害時相互応援に関する協定	岐阜県大垣市
7	鹿児島市及び磐田市災害時相互応援に関する協定	静岡県磐田市
8	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会鹿児島放送局 株式会社南日本放送 株式会社エフエム鹿児島 鹿児島シティエフエム株式会社 鹿児島テレビ放送株式会社 株式会社鹿児島放送 株式会社鹿児島讀賣テレビ 株式会社中崎電子工業（ＦＭぎんが）
9	災害緊急放送に関する協定	鹿児島シティエフエム㈱
10	臨時災害放送局の開設に関する協定	鹿児島シティエフエム㈱
11	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	社団法人鹿児島県建設業協会鹿児島支部 社団法人鹿児島県建設業協会谷山支部 鹿児島市特殊工事技術協会 桜島地域建設防災対策協議会 鹿児島電気工事業協同組合 社団法人鹿児島県建築協会鹿児島支部 鹿児島市管工事協同組合 社団法人鹿児島県ビルメンテナンス協会 鹿児島県ビルメンテナンス協同組合 鹿児島県空調設備工業会 鹿児島県ペストコントロール協会
12	大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局
13	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	株式会社エーコープ鹿児島 鹿児島県パン工業協同組合 生活協同組合コープかごしま 株式会社タイヨー 株式会社ハルタ 株式会社山形屋 株式会社山形屋ストア 株式会社南九州ファミリーマート イオン九州株式会社 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 サントリービバレッジサービス株式会社 株式会社Ｍｉｓｕｍｉ エス・パックス株式会社 日之出紙器工業株式会社 鹿児島県防水工事業協同組合 ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター ミドリ安全鹿児島株式会社 株式会社イケダパン 株式会社ナフコ 株式会社ほっかほっか亭総本部
14	川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定	九州電力株式会社
15	大規模災害時における隊友会鹿児島地区協議会の協力に関する協定	隊友会鹿児島地区協議会
16	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	札幌市ほか46自治体
17	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人住宅金融支援機構
18	大規模災害時の相互支援協定	鹿児島市医師会病院
19	災害時における医療機関相互応援に関する協定	九州７県の自治体病院（宮崎県立宮崎病院ほか６病院）
20	鹿児島市地区電力設備災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社鹿児島配電事業所

	協定名	相手方
21	災害時における避難所への応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定	鹿児島県ＬＰガス協会鹿児島支部(80社)
22	災害時における福祉避難所設置に関する協力協定	鹿児島市老人福祉施設協議会 鹿児島市知的障害施設連絡協議会 身体障害者（児）施設を有する社会福祉法人(6法人)
23	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体（56市）
24	災害時における応急復旧に関する協定書（下水道施設関連）	鹿児島県建設業協会鹿児島支部 鹿児島市管工事協同組合 鹿児島県建設業協会谷山支部
	災害時における応急復旧に関する協定書（水道施設関連）	鹿児島市管工事協同組合
25	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
26	大規模災害発生時における相談業務等の応援に関する協定	鹿児島県行政書士会 鹿児島県土地家屋調査士会 公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
	大規模災害時における相談業務等に関する協定書	鹿児島県弁護士会
	大規模災害時における相談業務に関する協定書	鹿児島県司法書士会
	大規模災害時における相談業務等に関する協定書	一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会
27	災害時における物資集積拠点運営及び物資輸送の協力に関する協定	久留米運送株式会社鹿児島支店 佐川急便株式会社南九州支店 太陽運輸倉庫株式会社 日本通運株式会社鹿児島支店 南九州福山通運株式会社鹿児島支店 ヤマト運輸株式会社鹿児島主管支店 公益社団法人鹿児島県トラック協会
28	災害時における特設公衆電話の設置･利用に関する協定	西日本電信電話株式会社鹿児島支店
29	災害時におけるテント等資機材の供給等の協力に関する協定	株式会社ニシムラ 株式会社フタバ 平和リース株式会社
30	災害時の福祉避難所の運営に関する協定	鹿児島市社会福祉協議会 鹿児島市社会事業協会
31	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協力協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会（東京都港区）
32	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン
33	防災意識の啓発等に関する協力協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
34	災害時における福祉避難所等の人的支援に関する協力協定	公益社団法人鹿児島県看護協会 公益社団法人鹿児島県栄養士会 公益社団法人鹿児島県社会福祉士会 特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会 一般社団法人鹿児島県介護福祉士会 一般社団法人鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会 一般社団法人鹿児島県精神保健福祉士協会 鹿児島県臨床心理士会 公益社団法人鹿児島県助産師会
35	災害時におけるレンタル重機等の提供に関する協力協定	株式会社アクティオ 太陽建機レンタル株式会社 株式会社レンタルのニッケン 株式会社ダイワテック 株式会社ショーワ
36	災害時における鹿児島市内郵便局内との協力に関する協定	日本郵便株式会社鹿児島市内郵便局
37	大規模災害等時における相談消防業務等に関する協定書	一般社団法人鹿児島県解体工事業協会 南九州解体工事協力会
38	水道施設の災害等に伴う応援に関する協定書	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
39	日本水道協会九州地方支部　災害時における相互応援に関する協定	日本水道協会九州地方支部長及び各県支部長（７支部長）
40	災害時における動物救護活動に関する協定書	鹿児島地区獣医師会
41	鹿児島市保健所と鹿児島大学共同獣医学部との間の災害時における動物救護活動に関する協定書	鹿児島大学共同獣医学部
42	災害時における森林被害情報の収集及び伝達に関する協定	鹿児島県森林土木協会鹿児島支部 一般社団法人鹿児島県建設業協会谷山支部
43	災害時における都市ガス設備復旧等に関する協定	日本ガス株式会社
44	災害時における帰宅困難者支援に関する協力協定	株式会社鹿児島銀行 南国殖産株式会社 株式会社千日１・４開発
45	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	アミュプラザ鹿児島ほか67施設

協定名		相手方
46	災害時における妊産婦福祉避難所設置に関する協力協定書	学校法人南学園 鹿児島医療福祉専門学校 独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校 学校法人原田学園 鹿児島医療技術専門学校 公益財団法人慈愛会 鹿児島中央看護専門学校
47	災害時における消防用水の確保に関する協力協定書	鹿児島生コンクリート協同組合 垂水桜島地区生コンクリート協同組合
48	災害時における燃料等物資の供給体制の確保に関する協力協定（覚書）	鹿児島市危険物安全協会、鹿児島市自衛防火防災協会
49	災害時における電動車両等の提供に関する協定	鹿児島三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社
50	防災パートナーシップに関する協定	株式会社南日本放送
51	大規模災害時における支援協力に関する協定	鹿児島県測量設計業協会、鹿児島県地質調査業協会
52	災害時における動物救護ボランティア活動に関する協定書	動物ボランティアサークル AniPro
53	災害時における電気自動車等の提供に関する協定	鹿児島日産自動車株式会社、日産自動車株式会社
54	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会
55	セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会における災害時相互応援	亀岡市、久留米市、十和田市、秩父市、厚木市、上伊那郡箕輪町、郡山市、豊島区、さいたま市、横浜市栄区、都留市、松原市
56	災害時における物資の供給等に関する協定	フタバ九州株式会社

表 19　応援協定の締結状況

第９節　他都市等被災地への応援

本市以外の都市が大規模災害等の発生により被害を受けた場合、本市は、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、災害対策本部の各対策部の所掌事務をもって、速やかに応援体制をとり対応にあたることとする。

なお、各都市間の協定等において、応援の方法や応援時の役割を定めた計画があるものについては、当該計画に従うものとする。

第４部　今後の取組

第１章　継続的な訓練等の実施及び見直し

第１節　業務継続計画の継続的な改善

発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続計画の内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに各部局が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要である。

また、業務継続計画等の実効性を確保し高めていくためには、教育や訓練等を繰り返し実施していくことが重要である（図 11）ことから、今後においても、職員等に対する教育・訓練等を定期的に実施していくこととする。

図 11　ＰＤＣＡサイクルによる継続的改善

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28 年 2 月 内閣府）

第２節　業務継続に関する訓練の実施

本市では、防災計画の実効性を高めるために、表 20 に示した訓練を実施しており、今後、これらの訓練内容に業務継続の要素（表 21）を盛り込むなど、新たな訓練等についても検討していくこととする。

表 20　本市が実施している防災訓練

種　　類	内　　容
災害対策本部設置訓練	災害対策本部員、各対策部長、災害連絡員、本部詰め職員等を対象に、梅雨前に実施
桜島火山爆発総合防災訓練	毎年、大正噴火のあった１月に、桜島の全住民等を対象とした桜島島外への避難訓練を実施。また、あわせて防災関係機関などは、情報収集・伝達、災害復旧、救出救護等の訓練を実施
原子力防災訓練	原子力災害における事故・事態の進展に対応して、郡山地域のＵＰＺ内住民等の避難訓練を実施。あわせて、緊急時モニタリング訓練やオフサイトセンターへの参集訓練等を実施
緊急地震速報訓練	全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を活用した国の緊急地震速報訓練に合わせて、防災行政無線による放送や、地震時の対応行動、情報伝達等の訓練を実施
弾道ミサイル避難訓練	国が実施するＪアラートの全国一斉情報伝達訓練に合わせて、弾道ミサイルに対する避難行動の確認を行うための訓練を実施

表 21　業務継続計画に関する訓練（案）

種　　類	内　　容
非常時優先業務の 実施訓練	・　災害時における参集状況を想定した限られた要員（一定割合）での対応訓練 ・　防災関係機関の被災や連絡手段の途絶を想定した訓練 ・　拠点や設備等が被災した場合の代替手段確認訓練 ・　業務開始目標時間（タイムフェーズ）に沿った対応訓練
防災関係機関との 情報伝達訓練	・　災害時優先電話や衛星携帯電話、ＦＡＸ等を利用した訓練 ・　防災関係機関の代替拠点との連絡訓練

第３節　受援に関する研修・訓練の実施

職員一人ひとりが「応援・受援」について理解し、災害時になるべく円滑な対応を可能とするため、職員研修を年１回程度継続的に実施する。